

令和8年8月31日招集

8月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和8年度8月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年8月31日（月） 午後2時30分から午後3時00分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 （31人）

農業委員

1番 田村良雄	2番 若林清廣	3番 本田敏明
4番 虎澤栄三		6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 佐藤英一	9番 保科豊秋
10番 長井範親	11番 高橋潤一	12番 塩原信子
13番 帯瀬和幸	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 大嶋喜芳	17番 丸山和秀	18番 樋口智
19番 江端美春	20番 間宮一	
22番 増井勝	23番 高橋仁	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

	2番 阿部和美	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 笠原綱生	6番 白井雅彦
7番 伊勢亀裕二		9番 原田秀一
10番 田澤利英	11番 武田要一郎	

4 欠席委員 （5名）

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第20号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第22号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第23号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 古泉淳也
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 渋川弘行

西蒲区事務所長 佐々木徹

管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 神田康裕

管理係主査 鰐淵兼太郎 農地係主査 嶋倉明彦

7 会議の概要

古泉次長補佐 開始時刻 14:30	ただいまから、新潟市農業委員会令和8年度8月定例総会を開会いたします。 5番 田中さとみ委員、21番 草野伸一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。 出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。
議長	【あいさつ】 これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、 15番 平原大悟委員、16番 大嶋喜芳委員にお願いいたします。 それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第23号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について 議案第20号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について 議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。 事務局より説明をお願いします。
農地係長	はい。議長。農地係の早川でございます。

議 長 中央区部会長	と判断しました。 北区部会の報告は以上です。 ありがとうございました。次に中央地区部会の報告をお願いします。 中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。 中央地区部会の審査案件の１４件は、去る８月２７日に審査を行いました。 まず、議案第２３号 農地法第３条許可申請に関する意見決定です。 議案書３ページから４ページをご覧ください。 「中１号」及び「中３号」から「中７号」は、規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。 「中２号」は贈与により新規に農地を取得するものです。 続きまして、議案第２０号 農地法第４条許可申請についてです。 １３ページをご覧ください。 「中１号」は、近隣企業への貸露天駐車場及び貸露天資材置場敷地として転用するものです。 農地区分は第３種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 続きまして、議案第２１号 農地法第５条許可申請についてです。 １６ページから１７ページをご覧ください。 「中１号」は、売買により、特定建築条件付売買予定地として転用するものです。 農地区分は第３種農地です。 「中２号」は、使用貸借権を設定し、将来設計を考え個人住宅建築敷地として転用するものです。農地区分は第３種農地です。 「中３号」は、売買により、社員を優先的に入居可能とする共同住宅建築敷地として転用するものです。農地区分は第３種農地です。 「中４号」は、使用貸借権を設定し、将来設計を考え個人住宅建築敷地として転用するものです。
--------------------------	--

議 長	農地区分は第 1 種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 「中 5 号」は、売買により、自営業用の露天資材置場及び露天駐車場敷地として転用するものです。農地区分は第 3 種農地です。 「中 6 号」は、売買により、建売住宅建築敷地として転用するものです。 農地区分は第 3 種農地です。 「中 1 号」から「中 6 号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、農地法第 3 条許可申請 7 件、第 4 条許可申請 1 件、第 5 条許可申請 6 件について、いずれも問題ないと判断しました。 中央地区部会の報告は以上です。 ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いします。
秋葉区部会長	秋葉区部会長の笠原でございます。 それではご報告させていただきます。 秋葉区部会は議案記載の 5 件を、27 日に審査いたしました。 議案第 23 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてです。 議案書 5 ページをご覧ください。 「秋 1 号」、「秋 2 号」及び「秋 4 号」は譲渡人の申し出により、売買するものです。 「秋 3 号」は親子間で使用貸借権を設定するものです。 続いて、議案第 20 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定についてです。 議案書 14 ページをご覧ください。 「秋 1 号」は 2 種農地に格納庫建築敷地として申請したものです。 以上 5 件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。 秋葉区部会の報告は、以上です。
議 長 南区部会長	ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。 南区部会長の伊勢亀でございます。それでは、ご報告させていただきます。

議長	だきます。 南区部会の審査案件は7件で、去る8月27日に審査を行いました。 議案第23号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書の6ページ7ページをご覧ください。 「南1号」と「南2号」は、お互いの農地を集積するために、贈与により所有権を取得するものです。 「南3号」、「南4号」、「南5号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により、所有権を取得するものです。 次に、議案第20号 農地法第4条許可申請に関する処分決定です。 議案書の15ページをご覧ください。 「南1号」は、引越予定の住宅の敷地を拡張し、露天駐車場に転用するものです。 転用者は、自家用車2台分の駐車場が不足しているため申請しました。 申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可相当と判断されます。 次に、議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定です。 議案書の18ページをご覧ください。 「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、資材置き場敷地に転用するものです。 転用者は、便利屋を運営していますが、不用品などの回収物を専門業者へ引き渡すまでの中間待機場所が必要になり申請しました。 申請地の農地区分は、第3種農地に分類され、許可相当と判断されます。 なお、4条許可申請1件、5条許可申請1件は、周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。 以上、農地法第3条許可申請5件、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。 南区部会の報告は、以上です。 ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。
-----------	---

西区部会長	西区部会長の原田でございます。 ８月２７日に開催した西区部会での審査結果について、報告をいたします。 議案書の８ページをご覧ください。 議案第２３号、農地法第３条許可申請に関する意見決定について、です。 「西１号」から「西３号」は、いずれも譲渡人の規模縮小のため売買するものです。 次に、１９ページをご覧ください。 議案第２１号、農地法第５条許可申請に関する処分決定について、です。 「西１号」は、申請地を賃貸借し、ＪＲ除雪設備補修工事の資材置場として一時転用する計画です。 農地区分は農振農用地ですが、不許可の例外規定に該当するため、許可できるものです。 「西２号」は、申請地を使用貸借し、車庫建築敷地とする計画です。 農地区分は第３種農地です。 「西１号」および「西２号」はともに、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、農地法第３条許可申請、３件、５条許可申請、２件については、いずれも問題ないものと判断いたしました。 報告は以上です。
議 長	ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。
西蒲区部会長	西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。 西蒲区部会の審査案件の８件は、去る８月２７日に審査を行いました。 議案第２３号 農地法第３条許可申請についてです。 議案書１０ページから１２ページをご覧ください。 「蒲１号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 「蒲２号」は、宅地購入の際に隣接している農地を、売買によ

	り所有権移転するものです。 「蒲 3 号」は、以前から耕作していた譲受人へ所有権を移転するものです。 「蒲 4 号」から「蒲 6 号」は、譲渡人の要望により、贈与にて所有権を移転するものです。 「蒲 7 号」は、新規就農のため、贈与により所有権を移転するものです。 「蒲 8 号」は、譲渡人の要望により、贈与にて所有権を移転するものです。 以上、農地法第 3 条許可申請 8 件について、いずれも問題ないと判断しました。 西蒲区部会の報告は、以上です。 議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。 (質問・意見なし) 議長 皆さんから、ご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 議案書 2 ページ、追加議案第 23 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。 議長 それでは、議案書 2 ページ、追加議案第 23 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 議長 皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。関係の委員から、入室していただください。 次に、議案書 13 ページ、議案第 20 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することに、ご異議ありませんか。
--	--

議 長	(異議なし) 皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、なお、議案書 13 ページ 中 1 号については、3,000㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。 それ以外の場合は、次回定例総会で、再度審議することといたします。 中 1 号以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。 次に、議案書 16 ページ、議案第 21 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定すること、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。 次に、別冊の議案第 22 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。
農政振興係長	農政振興係の神田です。議案第 22 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、着座にて説明させていただきます。 最初に、本日机上に配布した追加資料について説明します。 資料は 2 点、1 点目が右上に正誤表と書かれた両面印刷の資料、2 点目が A4 横ホチキス留め右上に「差し替え」と記載の資料となります。 お手元の別冊資料と併せてご覧ください。 最初に、議案書作成後に変更のあった案件について説明します。正誤表をご覧ください。 表面の 1 ページ、新規の利用権設定、秋 13 号・14 号、秋 39 号・40 号、続いて裏面の 2 ページ、秋 97 号・98 号、秋 113 号・114 号の計 8 件について、いずれも圃場整備事業に伴う 20 年

	の権利設定案件であります、不備等があったため取り下げ願いがあったものです。 次に、「差し替え」の資料をご覧ください。 取り下げがあったため、それに伴い、実績表を修正したものが「差し替え」資料となります。 表紙をめくっていただきまして、1 ページ修正後の令和8年8月の利用権の設定等を促進する事業 事務所別実績表をご覧ください。 新規の利用権設定について真ん中から右側「小計の欄」をご覧ください。北区2件、中央地区2件、秋葉区114件、南区238件、合計で件数356件、面積1,713,495㎡です。 次に、利用権の移転について、北区23件、中央地区1件、合計で件数24件、面積69,728㎡です。 続いて2ページ、中間管理機構を介した売買について右側「所有権の移転の欄」です、北区2件、南区1件、西区1件、合計で4件、面積19,715㎡です。 詳細につきましては、事前にお送りしております別冊資料の4ページ以降のとおりとなります。 新規の利用権設定については、4ページ、北1号から78ページ、南238号までのとおりです。 次に、利用権の移転については、79ページ、北1号から84ページ、中1号までのとおりです。 最後に、機構を介した売買については、85ページ、北1号から87ページ、西1号までのとおりです。詳細な内容説明は割愛させていただきます。 なお、市へ回答する意見書（案）については、88ページ以降のとおり、貸借については“農地中間管理権の取得または権利の設定は適当である”旨、売買については“新潟県農林公社による所有権の取得・移転は適当である”旨を決定し、市に対して回答したいと考えております。 促進計画については、総会翌々月の県の公告によって効力が発生し、本総会案件についての県公告は令和8年10月30日からとなります。 以上で説明を終わります、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
--	---

議 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 別冊の議案第２２号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。
議 長	それでは、別冊の議案第２２号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。 (異議なし)
議 長	皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。 関係の委員から入室していただいでください。
議 長	以上で、議事として、提案した案件について終了します。 その他として、委員の皆さんから何かありませんか。 (発言なし)
議 長	それでは、事務局から何かありませんか。 (発言なし)
議 長 終了時間 １５：００	ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和８年度８月定例総会を閉会いたします。

	議事録に相違ないことを認める。 議 長 署名委員 署名委員
--	---